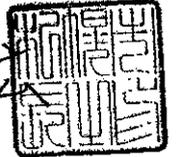


札幌市市税事務所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年2月 27 日

札幌市長

秋元克本



札幌市条例第 2 号

札幌市市税事務所設置条例の一部を改正する条例

札幌市市税事務所設置条例（平成22年条例第9号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第1条中「及び森林環境税」を「、森林環境税及び札幌市宿泊税条例（令和6年条例第52号）第20条第1項に規定する道宿泊税（以下「道宿泊税」という。）」に改める。
- (2) 第2条第1項の表札幌市中央市税事務所の項中「及び事業所税」を「、事業所税及び宿泊税（道宿泊税を含む。）」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。